

病児保育室あんずの利用料助成が始まりました！

平成29年4月に利用した分から遡って申請できます！

【対象児童・助成額】

①市町村民税非課税世帯 1日1人あたり2,200円(上限)
市町村民税(※)が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)の児童
※病児保育利用日時時点で、保育料の算定基礎となる市町村民税。

②多子世帯 1日1人あたり2,000円(上限)
保育園・認定こども園に在籍し、病児保育を利用した月の保育料(保育園・認定こども園)が0円で、所得が以下に当てはまる世帯の第2子以降の児童

保育料の算定基礎となる市町村民税所得割合算額 ※病児保育利用月の保育料により確認します。		
	②多子世帯	
	教育認定1号	保育認定2・3号
第1子	—	
第2子	年収約360万円未満の世帯 (市町村民税所得割合算額が77,101円未満)	年収約360万円未満の世帯 (市町村民税所得割合算額が57,700円未満)
第3子以降	年収約680万円未満の世帯 (市町村民税所得割合算額が211,201円未満)	年収約640万円未満の世帯 (市町村民税所得割合算額が169,000円未満)

※第3子以降は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童が3人以上同居する世帯。

【対象月】 平成29年4月利用分から

【期限】 利用の翌月から1年 ※ただし、平成30年3月31日までに利用された方は、利用の翌月から起算して2年。

【申請者】 保護者

(例1)	利用日	平成29年4月1日
	申請期限	平成31年4月30日まで
(例2)	利用日	平成30年10月10日
	申請期限	平成31年10月31日まで

【申請に必要なもの】

- 病児保育利用料が明記された領収書等
- 通帳またはキャッシュカード
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 所得課税証明書(七尾市で課税状況が確認できない方のみ)

領収書を紛失された方は、利用された施設へお問い合わせください。

【流れ】



- 💡 支払いに「子育て応援サービス券」を充てた分の病児保育利用料は、本助成の対象外となります。
- 💡 七尾市民が市外の施設を利用した場合も助成の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

〈申請先・お問い合わせ先〉 七尾市子育て支援課 TEL:0767-53-8419